

監査報告第2号
令和8年（2026年）5月14日

札幌市監査委員 庄 司 正 史
同 愛 須 一 史
同 五十嵐 徳 美
同 丸 山 秀 樹

令和7年度第3回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
まちづくり局 政策局	総合交通計画部		2	1				3	1	
都市局	建築部								1	1
中央区	市民部								1	1
	保健福祉部	1	1					2	2	1
北区	市民部		1					1	1	1
	保健福祉部	1	2				1	4	2	1
西区	市民部								2	
	保健福祉部		1	1			1	3	2	1
人事委員会事務局			1					1	1	1
議会事務局										1
7局（区）	10部	2	8	2			2	14	13	8

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
建設局	土木部 (維持担当部)		1			1	
病院局	経営管理部						
2局	2部		1			1	

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見 (要望) 事項
学校法人幌北学園	財政援助団体	1	
札幌市国際観光誘致事業実行委員会	財政援助団体		
札幌市森林組合	出資団体	6	1
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会	出資団体	4	2
札幌駅前通まちづくり株式会社	公の施設の指定管理者		
エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社	公の施設の指定管理者	2	
日興美装工業株式会社	公の施設の指定管理者	1	1
株式会社東急コミュニティー	公の施設の指定管理者	1	
一般財団法人日本ユースホステル協会	公の施設の指定管理者	4	
9団体		19	4

財政援助団体等監査

令和7年度財政援助団体等監査報告書

令和7年度財政援助団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

監査の対象

対象団体名	監査の種別	財政援助団体	出資団体	公の施設の指定管理者
学校法人幌北学園		○		
札幌市国際観光誘致事業実行委員会		○		
札幌市森林組合			○	
一般財団法人さっぽろ水道サービス協会			○	
札幌駅前通まちづくり株式会社				○
エムエムエスマンションマネージメントサービス株式会社				○
日興美装工業株式会社				○
株式会社東急コミュニティー				○
一般財団法人日本ユースホステル協会				○

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、58ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	主として令和6年度における財政援助、直近の決算終了期の事業及び公の施設の管理に係る出納その他の事務
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和8年1月8日から同年3月27日まで

監査の結果

対象となった事務について、一部の団体を除き、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 財政援助団体監査

(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの

【学校法人幌北学園】

補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- ア 時間外保育促進事業において、実施要綱で1日につき15分以上の時間外保育を利用した児童を補助対象としているが、一部の認定こども園において、15分未満の利用者も含めて実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの
- イ 保育支援者配置補助事業において、交付要綱で1時間当たりの単価を月の総勤務時間数に乗じた額を補助対象としているが、月の総勤務時間数を誤って実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの
- ウ 食物アレルギー児保育事業において、アレルギーがなくなった児童を補助対象として実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの

補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう、適正な事務の執行に努められたい。

2 出資団体監査

(1) 登記事務を適正に行うべきもの

【札幌市森林組合、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会】

法令の規定に基づき、登記事項の変更が生じた場合に変更登記をしなければならないが、法定期間である2週間以内に登記がなされていない事例が散見された。

今後は、法令を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 決算関係書類等の作成を適正に行うべきもの

【札幌市森林組合】

森林組合法施行規則等により定めがある決算関係書類等において、一部、必要な記載がされていないものや記載に誤りがあるものがみられた。

今後は、関係規則等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

【札幌市森林組合】

当組合の業務規程では、固定資産を取得したときには、固定資産台帳に取得の年月日、所在等、必要事項を記入すると定められているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 土地についての記載がないもの

イ 所在が記入されていないもの

今後は、同規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 安全運転管理者の選任を適正に行うべきもの

【札幌市森林組合】

道路交通法では、5台以上の自動車を業務で使用する場合は安全運転管理者を選任することと定められているが、これが行われていなかった。

今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 年次有給休暇を適正に取得させるべきもの

【札幌市森林組合】

労働基準法では、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日間については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられているが、取得させていない職員がみられた。

今後は、法令等についての職員の理解を深め、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 休日の振替を適正に行うべきもの

【札幌市森林組合】

当組合の就業規則では、休日に業務をした場合には1週間以内の他の日に振り替えることとされているが、この期間を超えて振り替えているものがみられた。

今後は、同規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 適正な事務の執行体制の確保について（意見（要望）事項）

【札幌市森林組合】

登記事務をはじめとした複数の分野において、不適正な事務が散見された。

これらの原因は、情報伝達が不十分なことに加え、適正な事務執行を確保するためのチェック体制が有効に機能していないこと、さらには人員の入替えに伴う業務承継を補完するためのマニュアルが十分に整備されていないことなどによるものと考えられる。

今後は、組織全体で適正な事務執行を確保するという意識を改めて徹底し、情報共有の円滑化に努めるとともに、事務の進捗管理の徹底、チェック体制の強化、各事務におけるマニュアルの整備など、再発防止に向けた実効性のある取組を講じるよう要望する。

(8) 職務執行状況の報告を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ水道サービス協会】

代表理事及び業務執行理事は、法令及び定款に基づき、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、議事録を確認したところ、そうした報告が明示されておらず、その事実確認ができなかった。

職務執行状況の報告は、法令上省略することができない重要な手続であるため、今後は、関係法令等について職員の理解を十分に深め、適正に報告を行われない。

(9) 法人市町村民税の申告等を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ水道サービス協会】

地方税法に基づき、法人は事務所等を有する市町村に対し、法人の市町村民税を申告納付する義務がある。

当法人は、石狩西部広域水道企業団・当別浄水場運転管理業務を受託し、当別町にある当該施設内に当別管理課を設置して職員を常駐させており、同法における事務所等に該当するが、当別町への法人町民税の申告納付は行われていなかった。

速やかに未申告分の申告を行い、関係機関の指示に従うとともに、今後は法令遵守を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

(10) 財務諸表の作成を適正に行うべきもの

【一般財団法人さっぽろ水道サービス協会】

貸借対照表において、貸借対照表日後1年以内に満期が到来する債券は、流

動資産の「有価証券」として計上しなければならないが、固定資産の「投資有価証券」として計上されていた。

今後は、会計基準に基づき、適正に作成されたい。

(11) 単価契約における事務の適正化について（意見（要望）事項）

【一般財団法人さっぽろ水道サービス協会】

被服の単価契約に関する事務の状況について確認したところ、以下の事例がみられた。

ア 指名業者の選定基準の見直し

指名見積合せにおいて、複数年にわたり指名理由、参加業者、見積結果の傾向がほぼ同一で推移しており、契約相手も固定化されていた。競争性の確保という観点から、より幅広い業者の参加機会を検討する余地があると考えられる。

イ 予定数量の正確性

予定数量については、実際の発注数量が大きく下回る品目があり、需要見込みとのかい離が生じていた。予定数量は契約の適正な運用に関わる重要な要素であるため、算定方法の見直しや実績との比較検証を行うことで、より精度の高い設定が期待される。

今後は、これらの点を踏まえて、競争性や透明性の向上に加え、契約内容の適正化に向けて取り組まれるよう要望する。

(12) 企画選考プロセスの透明性確保について（意見（要望）事項）

【一般財団法人さっぽろ水道サービス協会】

当法人が実施した水道記念館の「普及宣伝業務」の企画立案に係る公募型企画競争において、選考のよりどころとなる企画競争実施要綱や審査基準・評価方法に関する規程等のルールが明文化されていない現状が確認された。

令和6年度の選考では、一者応諾という状況下で、札幌市の要綱等に準じた審査が行われているものの、独自の内部規程が未整備の状態では、客観的な妥当性を欠き、第三者への説明責任を十分に果たせないおそれがある。

今後は、選考の公平性を担保し、適正化を図るため、速やかに実施要綱等を明文化し、適正な選考体制を整備されるよう要望する。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社】

産業廃棄物処理の委託に関する事務において、処理料金の値上げに伴う契約改定等の手続を行っていないにもかかわらず、改定後の処理単価で算出された料金を支払っているものがみられた。

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。

今後は、産業廃棄物処理の委託に関する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 防火設備等の維持管理を適正に行うべきもの

【エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社、
日興美装工業株式会社】

建築物には、その使用目的に応じて法令で定められた基準に従い防火設備等を設置し、火災時に機能を発揮できるよう維持管理することが義務付けられており、不良が確認された場合は、速やかに改善しなければならない。

しかし、一部の市営住宅において、点検により防火設備及び消防用設備の不良が指摘されていたにもかかわらず、1年以上改善されていない事例がみられた。

火災時にこれらの設備が安全に機能しなければ生命財産への深刻な被害につながるおそれがあることから、今後は不良箇所について速やかに改善し、維持管理を適正に行うよう努められたい。

〔下線部は、エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社のみ〕

(3) 金券類の取扱いに関する規定について（意見（要望）事項）

【日興美装工業株式会社】

仕様書においては、金券類の管理等の適切な取扱いも含め、不適切な取扱いが行われることのないよう、現金等取扱規程を整備して運用することと定められている。

当法人には現金取扱マニュアルはあるものの、金券類の具体的な取扱いや管理方法等について、規定が整備されていなかった。

今後は、規定を整備したうえで、適切な管理体制を確立し、事故防止に努めるよう要望する。

(4) 経理に関する記録等を適正に整備すべきもの

【株式会社東急コミュニティー】

仕様書では、指定管理業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他の経理に関する記録等を整備することと定められている。

今回の監査においては、指定管理業務に係る経理に関する記録が他の事業と明確に区分して整備されていなかったため、札幌市に提出された収支決算書の金額が正しいかどうかの確認を行うことができなかった。

今後は、仕様書に基づき、これらの記録等を適正に整備されたい。

(5) 支出に関する事務を適正に行うべきもの

【一般財団法人日本ユースホステル協会】

当法人の経理規程では、支出の際は、取引の発生を示す納品書等の証ひょう書類を添付することが定められているが、一部の支出において、その証跡が残されていないものがみられた。

今後は、同規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの

【一般財団法人日本ユースホステル協会】

札幌国際ユースホステルの利用料金は、条例が定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとされているが、実施されている割引制度の一部について、市長の承認を得た事実が確認できなかった。

今後は、条例等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 雇用通知書の作成・交付を適正に行うべきもの

【一般財団法人日本ユースホステル協会】

労働条件が明示された雇用通知書において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 労働基準法で明示しなければならない労働条件の記載がないもの

イ 休憩時間に関して、雇用通知書の記載内容と実際の勤務実態にかい離があるもの

ウ 雇用通知書が未交付であるもの

本件については、監査期間中に全ての従業員の労働条件を確認し、法令に基づいた適正な雇用通知書の交付を行い、措置を講じたことは認められるものの、雇用通知書における労働条件の明示等は、労働トラブルを防止し、従業員の権利を保障するための法令上の義務であることから、今後は、法令に基づき適正な雇用管理に努められたい。

(8) 事業系一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの

【一般財団法人日本ユースホステル協会】

指定管理者が管理運営する施設から発生した事業系一般廃棄物の一部を、家庭ごみの指定ごみ袋により、家庭用ごみステーションに排出していた事実が確認された。

法令等において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられており、事業系一般廃棄物の家庭用ごみステーションへの排出は認められていない。

今後は、法令等を遵守し、適正な処理に努められたい。

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
<p>【共通】 契約事務が適正に行われ ないリスク</p>	<p>■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。</p> <p>■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。</p>
<p>【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われ ないリスク 《補助金等》 ① 私立認可保育所等に対する各種補助金 ② 一時預かり事業（幼稚園型）補助金 ③ 私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金 ④ 一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）補助金 ほか</p>	<p>■ 不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<p>■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。</p> <p>■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。</p> <p>■ 契約の方法及び手続は適正か。</p> <p>■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。</p>	<p>—</p>
<p>■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。</p> <p>■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が交付目的を達成して十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。</p> <p>■ 当団体から助成金等を交付している場合、手続は適正に行われているか。また、補助対象外の経費が含まれていないか。</p>	<p>【指摘事項】 ・ 補助金に関する事務を適正に行うべきもの</p>
<p>上記重要リスクに対応しないもの</p>	<p>—</p>

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われられないリスク 《補助金等》 ①国際観光誘致事業実行委 員会負担金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

札幌市国際観光誘致事業実行委員会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が交付目的を達成して十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■ 当団体から助成金等を交付している場合、手続は適正に行われているか。また、補助対象外の経費が含まれていないか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務 が適正に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 事業運営等が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■事業が適正に行われられない場合、行政の補完的な役割が果たせず、効率的かつ効果的な住民サービスの提供に支障が出る可能性があるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

札幌市森林組合

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 	【指摘事項】 ・決算関係書類等の作成を適正に行うべきもの ・固定資産の管理を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■出資が有効に活用され、市民の福祉の増進につながっているか。また、受益者負担は適切か。 ■定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。 	【指摘事項】 ・登記事務を適正に行うべきもの ・安全運転管理者の選任を適正に行うべきもの ・年次有給休暇を適正に取得させるべきもの ・休日の振替を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・適正な事務の執行体制の確保について
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務 が適正に行われないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■ 現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 事業運営等が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業が適正に行われない場合、行政の補完的な役割が果たせず、効率的かつ効果的な住民サービスの提供に支障が出る可能性があるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	<p>【意見（要望）事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価契約における事務の適正化について ・ 企画選考プロセスの透明性確保について
<ul style="list-style-type: none"> ■ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■ 現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■ 経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■ 財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人市町村民税の申告等を適正に行うべきもの ・ 財務諸表の作成を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資が有効に活用され、市民の福祉の増進につながっているか。また、受益者負担は適切か。 ■ 定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事務を適正に行うべきもの ・ 職務執行状況の報告を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われな いリスク 《指定管理施設》 ①札幌駅前通地下広場 ②札幌市北3条広場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

札幌駅前通まちづくり株式会社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市時計台 ②札幌市営住宅（北区、西 区及び手稲区）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火設備等の維持管理を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市営住宅（中央区、 東区及び白石区）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

日興美装工業株式会社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火設備等の維持管理を適正に行うべきもの <p>【意見（要望）事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金券類の取扱いに関する規定について
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われ ない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われ ないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市営住宅（厚別区） ②札幌市営住宅（豊平区、 清田区及び南区）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われ ないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

株式会社東急コミュニティー

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	【指摘事項】 ・経理に関する記録等を適正に整備すべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【共通】 契約事務が適正に行われな いリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより事務処理過程において異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■ 契約事務が適正に行われられない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 報告や届出等の運用事務が 適正に行われられないリスク 《指定管理施設》 ①札幌国際ユースホステル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。 ■ 必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正 に行われられないリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

一般財団法人日本ユースホステル協会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発注時期、発注数量及び仕様書は適切か。 ■ 長期間、同一業者への委託及び発注を継続している場合、その選定は適正かつ妥当か。 ■ 契約の方法及び手続は適正か。 ■ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■ 委託業務、物品購入等が適正に実施されているか。また、成果物を実施報告書、納品書等で確認しているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出に関する事務を適正に行うべきもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。 ■ 公の施設に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備され、有効に機能しているか。 ■ 他の事業との会計区分は明確になっているか。また、公の施設の管理に係る収支の会計経理は適正になされているか。 	—
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■ 利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■ 利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。また、未収分の解消のための取組が行われているか。 	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの
	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用通知書の作成・交付を適正に行うべきもの ・ 事業系一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの

参 考

監査対象団体の概要

1 財政援助団体監査

(1) 学校法人幌北学園

この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行うことを目的として、昭和48年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う認定こども園の運営に係る経費等に対し、1億6,946万円の補助金等を交付している。

令和6年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
私立認可保育所等に対する各種補助金	59,946,014	子ども未来局 子育て支援部
一時預かり事業（幼稚園型）補助金	37,483,000	
私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金	25,808,250	
一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）補助金	9,199,000	
障がい児保育事業費補助金	7,677,600	
保育支援者配置補助事業費補助金	5,929,000	
時間外保育促進事業費等補助金	5,584,150	
私立学校教材教具等整備費補助金	5,203,000	
保育施設等給食費高騰対策特別支援金	2,770,000	
医療的ケア児保育事業費補助金	2,607,000	
保育支援者配置補助事業費補助金（スポット支援員）	2,398,206	
食物アレルギー児保育事業費補助金	1,666,000	
潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金	1,250,917	
保育施設冷房設備補助金	1,029,000	
保育人材就職支度手当補助事業費補助金	300,000	
性被害防止対策設備等支援補助金	288,000	
実費徴収に係る補足給付事業補助金	271,430	
保育所等特殊健康診断費補助金（糞便検査）	49,500	
合 計	169,460,067	

(2) 札幌市国際観光誘致事業実行委員会

この団体は、外国人旅行者の増加が見込まれる国・地域を対象として、現地プロモーションや招へい事業等を推進し、札幌への観光客誘致促進を図る

ことを目的として平成14年に設立されたものである。

札幌市は、この団体が行う事業に係る経費等に対して、9,346万円の負担金を交付している。

令和6年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
国際観光誘致事業実行委員会負担金	93,466,000	経 済 観 光 局 観 光 ・ MICE 推 進 部
合 計	93,466,000	

2 出資団体監査

(1) 札幌市森林組合（所管：建設局みどりの推進部）

この団体は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、昭和17年に設立されたものである。

札幌市は、この団体に対し出資金総額820万円のうち303万円（出資比率36.9%）を出資している。

令和6年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	74,305 (44,752)
	経常費用 B	96,871
	経常損益 C=A-B	△ 22,566
	特別損益 D	0
	法人税等 E	124
	法人税等調整額 F	0
	当期損益 G=C+D-E-F	△ 22,690
	前期繰越利益 H	390
	繰越利益剰余金 I=G+H	△ 22,300
財政状態 (令和6年12月31日現在)	流動資産 J	36,459
	固定資産 K	17,374
	資産合計 L=J+K	53,834
	流動負債 M	14,509
	固定負債 N	5,702
	負債合計 O=M+N	20,211
	出資金 P	8,204
	利益剰余金 Q	24,537
	資本準備金 R	880
純資産合計 S=P+Q+R	33,622	
負債及び純資産合計 T=O+S	53,834	

(注) 1 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。

なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までである。

(2) 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（所管：水道局総務部）

この法人は、水道の円滑な普及及び適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して水道事業を支援し、もって札幌市及び道内の水道事業の合理的な運営と住民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和54年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し基本財産総額1,000万円のうち、500万円（出資比率50%）を出資している。

令和6年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事 業 成 績	経 常 収 益 A (うち札幌市からの委託料)	1,794,765 (1,592,411)
	経 常 費 用 B	1,728,562
	経 常 増 減 額 C=A-B	66,202
	経 常 外 増 減 額 D	△ 2
	法 人 税 等 E	26,030
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	40,172
	一般正味財産期首残高 G	1,066,879
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,107,051
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	5,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	5,000
財 政 状 態 (令和7年3月31日現在)	正味財産期末残高 L=H+K	1,112,051
	流 動 資 産 M	952,956
	固 定 資 産 N	361,906
	資 産 合 計 O=M+N	1,314,862
	流 動 負 債 P	191,990
	固 定 負 債 Q	10,820
	負 債 合 計 R=P+Q	202,810
	指 定 正 味 財 産 S	5,000
	一 般 正 味 財 産 T	1,107,051
正 味 財 産 合 計 U=S+T	1,112,051	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 V=R+U	1,314,862	

(注) 1 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。

なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 札幌駅前通まちづくり株式会社

この法人は、札幌駅前通地区でのまちづくり活動及び札幌都心部他地区におけるまちづくり活動との連携、調整、公共施設等の管理運営の受託に関する業務等を営むことを目的として、平成22年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌駅前通地下広場及び札幌市北3条広場の管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として1,167万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌駅前通地下広場	—	118,968,149	まちづくり政策局 政策企画部
札幌市北3条広場	11,675,000	17,679,800	
合計	11,675,000	136,647,949	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(2) エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

この法人は、分譲マンションや賃貸住宅の総合管理業務等を目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市時計台並びに北区、西区及び手稲区内の札幌市営住宅の管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として6億110万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市時計台	4,776,000	53,710,720	市民文化局 文化部
札幌市営住宅 (北区、西区及び手稲区)	596,333,307	—	都市局 市街地整備部
合計	601,109,307	53,710,720	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(3) 日興美装工業株式会社

この法人は、施設の総合管理業等を営むことを目的として、昭和25年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である中央区、東区及び白石区内の札幌市営住宅の管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として4億8,997万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市営住宅 (中央区、東区及び白石区)	489,971,450	-	都市局 市街地整備部
合 計	489,971,450	-	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(4) 株式会社東急コミュニティー

この法人は、主に不動産管理を営むことを目的として、昭和45年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である厚別区、豊平区、清田区及び南区内の札幌市営住宅の管理運営をこの法人に行わせており、これらの施設の維持管理運営等に要する経費として10億7,345万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市営住宅 (厚別区)	657,183,073	-	都市局 市街地整備部
(豊平区、清田区及び南区)	416,268,774	-	
合 計	1,073,451,847	-	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。

(5) 一般財団法人日本ユースホステル協会

この法人は国際ユースホステル連盟に加盟する国内唯一の団体として、ユースホステル運動を推進するとともに、これに必要な教養の場としてのユースホステルを設置・管理し、これを提供することで、社会有為の青少年を育成することを目的として昭和26年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌国際ユースホステルの管理運営をこの法人に行わせており、施設の維持管理運営等に要する経費として345万円を支出している。

令和6年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌国際ユースホステル	3,459,000	79,515,200	経済観光局 観光・MICE推進部
合 計	3,459,000	79,515,200	

(注) 指定管理期間は令和5年度から令和9年度までである。